

令和3年2月25日



市に提出する書類の押印見直しを進めています

コロナ禍への対応やデジタル時代に向けた規制・制度見直しの観点から、市に提出する書類の押印を不要とし、行政サービスのオンライン化を進めます。

記

1 概要

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ・市に提出する押印が必要とされる手続き | 2, 234件 |
| ・本日（2月25日）までに押印不要とした手続き | 1, 706件（76.4%） |
| ・今年度中に押印不要となる見込みの手続き | 1, 908件（85.4%） |

2 特徴

今回の見直しは、「見積書、納品書、請求書」の押印も不要としたことが特徴で、県内では初めての取り扱いとなります。

また、補助金の交付申請書、こども医療費請求書、延長保育利用申請などの身近な手続きについても、広く見直しを行いました。



3 その他

現時点で、法律で押印が必要とされている「契約書」や「申請書の中の申請者以外の同意欄」など、現時点で押印が必要と残されたものも326件ありましたが、これらについても、見直しが可能となり次第、随時押印の見直しを行います。

4 オンライン申請への展開

押印見直しを行う目的の一つである「オンライン申請」ですが、先行して10月にオンライン申請を拡充した市民課は、1月末時点で25件の申請があり、国保年金課においては、159件の申請が報告されています。

今回の押印見直しによりオンライン申請の拡充を進め、さらなる市民サービスの向上を図ります。



担当：総務課 行政経営 係
課長 佐藤 係長 高橋
電話 024-535-1138（直通）